

平成 29 年度

学校園の管理運営
に関する指針
(案)

枚方市教育委員会
学校教育部

目 次

○はじめに	1
○枚方市教育振興基本計画（抜粋）	3
○教育目標	5
○具体事項	
基本方策1 確かな学びと自立を育む教育の充実	
1. 学校園運営体制について	6
2. 学習指導について	7
3. 進路指導について	13
基本方策2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実	
4. 道徳教育について	15
5. 人権教育について	17
6. 健康教育について	21
7. 特別活動・その他の教育活動について	24
基本方策3 教職員の資質と指導力の向上	
8. 教職員の服務について	26
9. 教職員研修について	28
基本方策4 「ともに学び、ともに育つ」教育の充実	
10. 支援教育について	31
基本方策5 幼児教育の充実	
11. 幼稚園教育について	34
基本方策6 地域とともにある学校づくりの推進	
12. 学校園・家庭・地域の連携について	35
基本方策7 学びのセーフティネットの構築	
13. 安全について	37
14. 生徒指導について	39

はじめに

近年の教育を取り巻く環境は、少子高齢化やグローバル化、核家族化やコミュニケーションの希薄化による家庭や地域での教育力の低下、ICTの急速な進展などめまぐるしく変化している。こうした時代や社会に対応していくためには、新しい時代を生きるうえで必要な能力・資質を育む教育の実現が急務となっている。

国においては、今年、約10年ごとの学習指導要領の改訂の年度にあたり、文部科学省が、幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領等の改訂案を公表した（平成29年2月）。新たな学習指導要領は、従来の「何を学ぶか」という学習内容の見直しと併せて、「どのように学ぶか」という学習の過程や、その結果「何ができるようになるか」ということも見据えた「学びの地図」としての役割を目指すこととされている。特に、「新しい時代に必要となる資質・能力の育成」「各学校におけるカリキュラム・マネジメントの実現」「主体的・対話的で深い学びの視点からの学習過程の改善」がポイントになる。

大阪府においては、「大阪府教育振興基本計画」（平成25年度～平成34年度）（以下「基本計画」）に基づき、「一人ひとりの子どもたちが、置かれている状況に関わらず、自立に必要な知識・技能を身に付け、将来に向けてチャレンジできる力を育む」よう取組を推進している。

本市においては、国・府の動向を踏まえ、平成26年4月からの中核市への移行に伴い独自の教職員研修の実施、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化等を図ることを目的とした教育委員会制度改革が行われたことを契機として、平成28年6月、教育基本法に基づく「枚方市教育振興基本計画」を策定した。本計画は、枚方市のめざすべき教育の実現を図るため、平成28年度を始期とする平成39年度までの教育目標を定めている。

本指針では、国、府の教育理念や方針と市の「第5次総合計画」「教育大綱」「教育振興基本計画」を踏まえ、教育委員会と学校園が一体となって、本市の教育を推進していくために、基本的な方向性や取組の重点について定める。本市の教育目標の実現に向け、9年間を見通した教育課程の編成、小・中学校の円滑な接続など、小中一貫教育を踏まえ、教職員の指導力や学校力の向上を図り、子どもたちの確かな学力と自立の力を育む。そのため、平成29年度は、特に、各学校の校内研修や校内研究体制を確立・充実させ、学校が授業評価を通じた授業改善システムづくりに努めるとともに、授業公開等による授業研究を積極的に行う。

また、児童・生徒の健康増進が図られるよう、体力向上に向けた取組を行う。

併せて、子どもの人権尊重の観点から、いじめの未然防止と体罰の根絶については、生徒指導体制を整え、引き続き取り組んでいく必要がある。各学校の「学校いじめ防止基本方針」に基づき、子どもたちを守りぬく覚悟をもって取り組む。また、「体罰はいかなる場合においても絶対に許されない」ということを、教職員一人一人に改めて周知徹底する。教職員自らの倫理観や規範意識を高めることにより、子どもたちや保護者・地域から信頼される秩序ある学校園を築く。

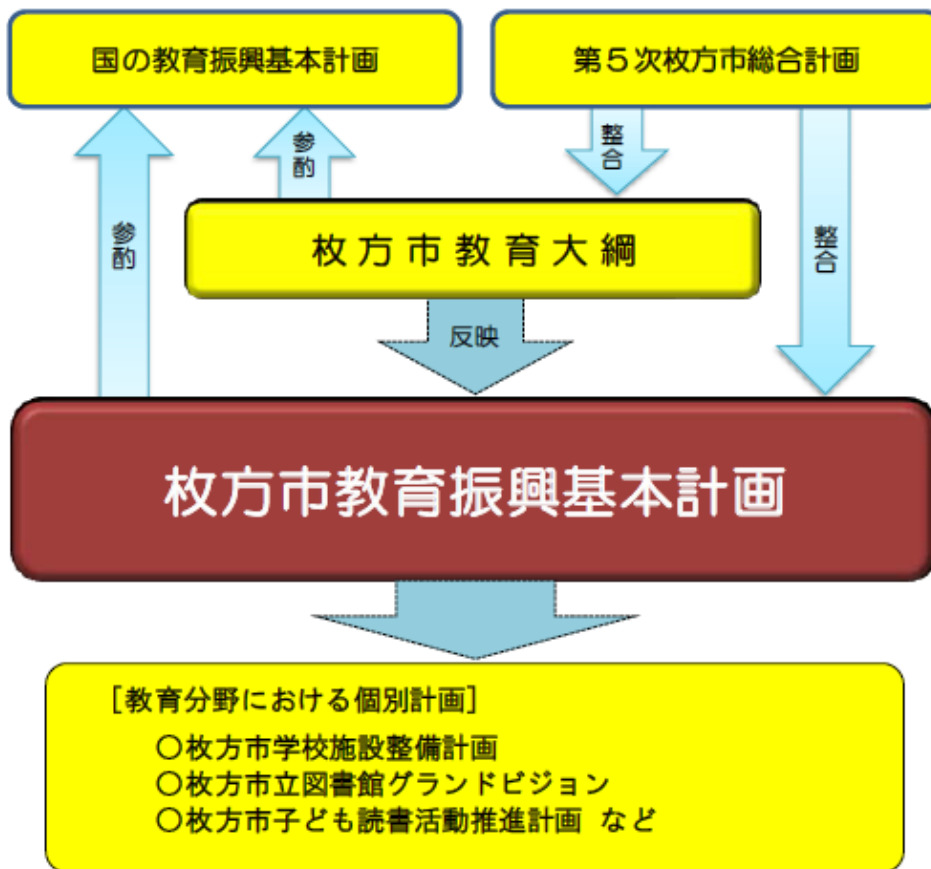
以上を踏まえ、各学校園は、校園長のリーダーシップとマネジメントのもとに、家庭や地域と連携しながら、常に「すべては子どもたちのために」ということを念頭におき、本指針に基づく、積極的かつ特色ある取組を展開するものとする。

枚方市教育振興基本計画（抜粋）

1. 計画の位置づけ

本計画は、第5次枚方市総合計画を上位計画として、市長が定める枚方市教育大綱を踏まえ、本市教育のめざすべきものについて、中長期的な目標を設定し、目標を実現するための取組の基本的な方向性を明らかにするものです。また、教育基本法第17条第2項に基づく、教育振興基本計画（枚方市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画）として位置づけます。

（計画の体系）



2. 計画期間

本計画は、平成28年度から平成39年度までの12年間を計画期間とします。

また、平成28年度からおおむね4年を目途に取り組みの検証・評価を行い、見直しを行うものとします。

なお、国の教育に関する施策の変更など、社会状況に大きな変化が生じた場合は、必要に応じて本計画を改訂します。

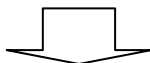
3. 教育方針

枚方市のめざすべき教育を踏まえ、教育目標を達成するための基本的な方向性となる 10 の基本方策を設定します。

- ① 知（確かな学力）、徳（豊かな人間性）、体（健康・体力）の調和のとれた「生きる力」を育み、子どもたちの未来への可能性を最大限に伸ばす学校教育を充実させます。
- ② 子どもたちが学ぶ楽しさを感じながら、安全に安心して学校での生活が送れるよう学びのセーフティネットを構築するとともに、教育環境を充実させます。
- ③ 一人ひとりの市民が生きていくために必要な基礎的な知識や技術等について学べる機会の提供や、知の源泉となる図書館の充実、文化・芸術・歴史・スポーツに親しめる環境づくりなど、人とまちを支える社会教育を推進します。



教育目標



基本方策

基本方策 1	確かな学びと自立を育む教育の充実
基本方策 2	豊かな心と健やかな体を育む教育の充実
基本方策 3	教職員の資質と指導力の向上
基本方策 4	「ともに学び、ともに育つ」教育の充実
基本方策 5	幼児教育の充実
基本方策 6	地域とともにある学校づくりの推進
基本方策 7	学びのセーフティネットの構築
基本方策 8	学びを支える教育環境の充実
基本方策 9	基礎的な知識・技術の学習機会の提供と図書館の充実
基本方策10	文化・芸術・歴史・スポーツに親しめる環境づくりの推進

教育目標

学びあい、つながりあい、一人ひとりの未来をひらく

～自立、協働、創造に向けた主体的な学びを支え、可能性を最大限に伸ばす～

- 知・徳・体の調和のとれた「生きる力」に必要な基礎的な学力や自ら考える力は、主体的・協働的な学習の中で培われるものです。また、グローバル化が進展するなど、これからの社会の変化に対応できる資質・能力を養う教育をめざすことを『学びあい』という言葉で示しました。
- 人と人がつながりあう力を育むことは教育の目標であるとともに、子どもと子ども、子どもと大人、大人と大人、学校、家庭、地域など、年齢や立場を超えて協働することは、魅力あるまちづくりを行う上でも必要なものです。こうしたつながりを深めるための教育や環境づくりをめざして、『つながりあい』という言葉で示しました。
- 『学びあい』や『つながりあい』の中で育まれた人間力や他者と協働・共生する力は、一人ひとりが社会を生き抜くうえで土台となるものです。
子どもから大人まであらゆる世代の人が輝き、これからの社会を生き抜き、未来への可能性を最大限に伸ばす教育を推進することを、『一人ひとりの未来をひらく』という言葉で示しました。
- サブテーマは、国の教育振興基本計画前文に掲げられ、かつ、今後、新しい時代を生きる上で必要な資質・能力でもある『自立、協働、創造に向けた主体的な学び』と、枚方市のめざすべき教育に掲げた『未来への可能性を最大限に伸ばす教育』を引用し、メインテーマと連動させています。

基本方策 1 確かな学びと自立を育む教育の充実

1. 学校園運営体制について

<基本的な方向性>

学校園においては、それぞれの教育の目的・目標に即して各学校園の基本的な教育方針を明確に定め、その具現化を図る。

そのためには、校園長自らが法令等に則り、教育者としての識見に基づき、リーダーシップを発揮して学校園の経営組織を確立し、適切な運営を行う。その際、教職員一人一人の学校園経営への参画意識を高め、それぞれがその役割を十分に果たすとともに、機能的な組織体制となるように、学校運営体制の確立を図る。

<最重要課題>

○校園長・教頭は、校務全般にわたってリーダーシップを発揮し、責任を明確にした校務処理体制を確立し、校内組織の活性化を図ること。

○教職員が児童・生徒と向き合う時間をより確保する観点から、校務の精査や校務支援システムの活用による教職員の事務負担軽減等の取組を推進するなど、機能的で調和の取れた学校運営に努めること。

○幼・小・中学校の円滑な接続を図るとともに、義務教育9年間を見通した学力向上の取組推進を学校経営の重点課題に位置づけること。

<取組事項>

学校園運営組織の確立

- (1) 園長は主任教諭を、校長・教頭は首席、指導教諭及び各主任を効果的に機能させるとともに、人材育成を図ること。また、企画運営委員会等を中心とした学校園運営組織を確立し、その機能的運用により諸課題に取り組むこと。
- (2) 関係諸法令等の趣旨を踏まえ、適正に職員会議を運営すること。
- (3) 校園長は、「教職員の評価・育成システム」を実施することにより、教職員の意欲・資質能力の向上と学校園の活性化を図ること。
- (4) 事務の共同実施により、事務職員の人材育成を図り、学校経営への参画意識を高めるとともに学校事務の効率化をすすめること。

学校評価

- (5) 学校評価については、「学校教育自己診断」の結果等を活用した自己評価を実施するとともに、学校関係者評価として、自己評価について、協議会形式で学校評議員及び保護者から提言や評価を受けること。
- (6) 学校評価結果を公表し、「地域とともにある学校園づくり」の視点からも、家庭や地域との相互理解を深めること。併せて、この学校評価を活かし、教育活動等の自律的・

継続的に改善を行うP D C Aサイクルに基づいた学校園経営を推進すること。

小中一貫教育

- (7) 校区の現状や課題に応じながら、校区小中学校が連携した指導体制の確立に努めること。
- (8) 「小中一貫教育推進事業」に基づき、きめ細かな指導の充実と小中学校を義務教育というまとまりとして捉え、「9年間の教育に責任を持つ」ということを教職員が意識した取組を推進すること。

情報管理

- (9) 情報公開条例及び個人情報保護条例の趣旨に基づいた教育情報の作成・保管・保存の校内体制及びファイリングシステムを確立すること。また、「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」に基づいて管理を行うこと。

<活用を図る資料>

資料名	出典
「学校評価ガイドライン」(平成28年改訂)	平成28年3月文部科学省
「幼稚園における学校評価ガイドライン」	平成23年11月文部科学省

基本方策1 確かな学びと自立を育む教育の充実

2. 学習指導について

<基本的な方向性>

学習指導は、学校教育法及び学習指導要領の趣旨、グローバル化の進む現代世界の現実と課題などを踏まえ、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の育成をめざして行う。そのため、9年間を見通した教育課程の編成、小・中学校の円滑な接続など、小中一貫教育を踏まえ、教職員の指導力や学校力の向上を図る。そして、学習の基盤となる基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらの活用を図る学習活動の充実により、課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養う。

次期学習指導要領では、新しい時代に必要となる資質・能力の育成のため、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うことが重要視されている。児童・生徒の「自立」「協働」「創造」する力を育む新しい教育に向けた取組を進め、授業改善及び家庭学習等の学習指導の充実を図る必要がある。そのために、研究指定校の研究・実践及びその成果

を積極的に取り入れ、自校の取組に活かす。

＜最重要課題＞

- 学力向上委員会や中学校の教科会、小学校の学年会を校内組織体制に位置づけ、各校の年間指導計画に則った学習の進捗状況の管理、「Hirakata 授業スタンダード」に基づいた授業づくりや教材研究等、授業改善に向けた取組を、学力向上主导者を中心として組織的に推進すること。
- 各学校は、校内研究推進体制の確立のもと、校内研究の充実を図り、研究の成果を発表する場として、公開授業・研究協議会を実施すること。
- 家庭学習の定着に向け、小中合同による「家庭学習のてびき」の作成・実践、自主学習ノートの活用等、小中一貫した自学自習力向上の取組を推進すること。
- 「Hirakata 授業スタンダード」に基づいた授業改善及び家庭学習の定着に向けた研究指定校の取組の成果を各学校において積極的に取り入れること。

＜取組事項＞

教育課程

- (1) 学習指導要領に則し、各教科、道徳、外国語活動、「総合的な学習の時間」及び特別活動において、適正な教育課程を編成すること。また、次期学習指導要領の趣旨や内容等を十分理解するとともに、円滑な実施に向けた準備を進めること。
- (2) 編成した教育課程に基づき、学習指導要領に示された内容を適切に指導すること。
- (3) 教育課程の実施においては、年間標準授業時数を確保すること。ただし、指導内容の確実な定着を図る必要がある場合には、標準を上回る適切な指導時間を確保するよう配慮すること。

授業づくり

- (4) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、「Hirakata授業スタンダード」を踏まえ、目標（めあて・ねらい）を提示や、学習の見通しを立てる、ひとりでじっくり考え、発表や話し合いをする、学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れ、発達段階に応じた『授業スタイル（授業の進め方）』を各学校で研究・実践すること。
- (5) 「全国学力・学習状況調査」「チャレンジテスト」の結果等を活用し、全教員での問題分析等を行うなど、児童・生徒の実態を把握し、授業改善に活かすこと。
- (6) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めるため、共通の観点を取り入れた授業参観シートを活用した相互授業参観やビデオ等を活用した授業研究を行うこと。
- (7) 指導による成果と課題や課題解決のための各学校の取組について、保護者等に積極的

に公表するよう努めること。また、児童・生徒、教職員、保護者等が参画して、多様な観点から授業の評価・検証を行うこと。

- (8) 授業評価を通じた授業改善のシステムづくりに努めるとともに、授業公開等による授業研究を積極的に行うこと。

学習評価

- (9) 教育効果を高めるため、指導と評価の一体化を図り、目標に準拠した評価の適切な実施を図ること。
- (10) 小学校において、学力の定着状況を把握するとともに、指導方法の改善・評価活動の充実に活用するため、学年末テスト等を実施すること。
- (11) 指導要録の評価・記入等については、明確な評価規準に基づき、公正かつ適切に行うこと。
- (12) 通知表は、指導要録との整合性を図りながら、児童・生徒の学習意欲を向上させるものにする。その際、保護者の理解を得るよう努めること。

学習規律

- (13) 落ち着いた環境で学習指導に取り組むため、各学校・各中学校区の実情を踏まえ、「枚方スタンダード」に基づき、児童・生徒の発達段階に応じた学習規律を確立し、徹底を図ること。

自学自習力の育成

- (14) 授業や放課後学習、家庭学習等、一日の学びの連続性に重きを置いた取組を進めること。その際、児童・生徒の自学自習力の育成に努めるとともに、「自学自習力支援システム」「力だめしプリント」「単元確認プリント」「学習指導ツール」「反復学習メソッド」等の有効活用を図ること。

読書活動

- (15) 朝の読書活動等をはじめとした児童・生徒の読書活動推進に、学校全体で積極的に取り組むこと。また、「第3次枚方市子ども読書活動推進計画」を踏まえた取組を推進すること。
- (16) 学校図書館については、「枚方市の学校図書館のあり方について（第1版）」に基づき、司書教諭・学校司書を中心に、枚方市立図書館やボランティアとの連携を促進するとともに、発達段階に応じた読書環境づくりを進め、読書指導の充実に図ること。
- (17) 学校図書館の蔵書データベース化・オンライン化に伴い、蔵書管理の適正化を図ること。

英語教育

- (18) 平成32年度完全実施の次期学習指導要領における、小学校第5・6学年の外国語科及び第3・4学年の外国語活動の導入に向け、市教育委員会主催の研修に積極的に参加す

るなど、指導力・実践力の向上に向けた研究に努めること。

- (19) J T E（英語教育指導助手）・中学校英語教員と小学校第3学年から第6学年の学級担任とのティーム・ティーチングによる外国語活動を適正に実施すること。
- (20) N E T（英語教育指導助手）については、中学校における授業外での活用や、中学校区の小学校における外国語活動での活用回数を増やすなど、積極的に活用すること。
- (21) 中学校の英語については、各学校が作成した「CAN-DO リスト」を生徒に示した上で活用し、4技能（5領域）をバランスよく指導するとともに、評価の充実を図ること。
- (22) 中学校区での英語暗唱大会等を実施するとともに、留学生等との交流、府・地区主催の暗唱大会等への参加、市内高等学校との連携に努めること。

教科・領域等の指導

- (23) 「総合的な学習の時間」については、各教科、道徳及び特別活動との違いを明らかにし、自ら課題を見つけ、探究的な学習として充実したものとなるよう、その目標及び内容を定めるとともに、全体計画及び年間指導計画を作成し、ねらいを十分に踏まえ、児童・生徒や地域の実態等に応じた特色ある教育活動を展開すること。また、評価の客観性、信頼性を高めること。
- (24) 我が国や郷土に継承されている伝統・民俗芸能、文化財等に親しむ機会の充実を図ること。小学校においては、「わたしたちのまち枚方」を活用して理解を深めさせること。また、学校園において、枚方市歌に愛着を感じるよう、さまざまな場面で親しむ機会を設けること。
- (25) 諸外国の文化や習慣等について理解を深める国際理解教育を推進するとともに、公共の精神を培い、平和で民主的な国家・社会の形成者としての資質を養うこと。
- (26) 政治的教養を育む教育については、公職選挙法等の一部改正に伴い、政治や選挙に関心を持ち、主体的に判断し、行動できる力の基盤が身に付けられるよう市の実施する出前授業等も活用しながら指導すること。
- (27) 中学校の社会においては、適切な資料も活用しながら、国際的な視野を持つとともに、基本的な事実に基づいて指導し、生徒が、多面的・多角的な考察、公正な判断、適切な表現等ができるよう指導するなど、研究と修養に努めること。
- (28) 「武道」の指導に当たっては、施設・用具等の点検や生徒の技能の段階に応じた指導等、安全面に十分配慮すること。
- (29) 小学校の「体育」及び中学校の「保健体育」については、児童・生徒の体力・運動能力を向上させるため、積極的に体を動かす意識を持たせるとともに、学校教育全体で創意工夫を凝らした体力づくりに取り組むこと。また、小学校の水泳指導においては、児童の個々の目標の達成に向けた水泳指導の充実を努めること。

国旗・国歌

- (30) 小学校の音楽科においては、国歌「君が代」をいずれの学年においても歌えるように指導すること。また、小・中学校の社会科においては、国旗及び国歌の意義等について適切に指導すること。

情報・環境教育

- (31) ICT等を効果的に活用し、児童・生徒の「確かな学力」を育成するとともに、情報活用能力（情報リテラシー）を培うよう努めること。その際、個人情報の保護等情報モラルの育成にも努めること。
- (32) 環境に関する身近な課題や自然とのふれあいを通して、持続可能な社会の構築に向けた環境教育を推進すること。また、枚方市学校版環境マネジメントシステム「S-EMS」との関連を図ること。

安全・保健指導

- (33) 実験・実習や実技指導などにおいて生じる恐れのある危険を予測し、教具・器具・薬品等の事前確認及び予備実験等の実施、事後の処理について、他の教員との共有を図りながら、児童・生徒の安全確保及び安全管理に十分に配慮すること。
- (34) 体育活動においては、活動内容や人数を踏まえ、十分な広さを確保するとともに、技術指導においては、段階を踏んで具体的に説明し、安全を確認しながら行うこと。また、幼児・児童・生徒に対し、体育活動に伴う危険性について理解させるとともに、ルールやきまりを順守すること、及び競技等を通して、相手を尊重する情意面の育成に留意すること。
- (35) 授業等で使用する機材・用具などは、危険を予測し、日常的に安全点検を行うこと。特に、ゴールやテント等については、確実に固定するように指導すること。
- (36) 運動会において組み立て体操を実施する場合は、「組み立て体操における事故防止ガイドライン」に基づき、児童・生徒の安全確保や計画的な指導に努めること。

指導方法の工夫改善

- (37) 小学校においては、第4学年までの少人数学級編制によるきめ細かな指導や教科等の担任制や交換授業、合同授業等の学級担任制の弾力化について研究・実施・検証に努めること。
- (38) 指導方法の工夫改善定数については、事業の趣旨を十分踏まえて配置、活用の上、児童・生徒の学習達成度を把握するため、中・長期的な見通しを持ちながら、短期的に数値で検証できるものを指標として設定することで、定期的な効果検証に努め、その結果を活かした指導方法の工夫改善を図ること。
- (39) 自然体験や社会体験などの直接体験を重視するとともに、学年段階における指導の重

点を明確にし、より効果的な指導の工夫を図ること。その際、枚方市野外活動センターや旧田中家鋳物民俗資料館等の施設を有効活用するよう努めること。

(40) 地域等の協力を得ながら、ボランティア活動などの社会体験を積極的に取り入れ、その実践的態度を育成すること。

(41) 外国から編入した児童・生徒については、それぞれの状況に配慮し、個に応じた指導を進めるとともに、学校生活に十分適応できる体制を整えること。

<活用を図る資料>

資料名	出典
「よりよい授業をつくるために」	平成 16～17 年度「授業評価システム」推進事業報告集 大阪府教育委員会
「学校改善のためのガイドライン」	平成 20 年 2 月大阪府教育委員会
「保護者・地域とともにはぐくむ大阪の子どもたちの学力 Part 1～3」	平成 20 年 12 月大阪府教育委員会
リーフレット「学びを創る 10 のアイデア」	平成 21 年 3 月大阪府教育委員会
DVD「確かな学力をはぐくむ 1」	平成 21 年 3 月大阪府教育委員会
DVD「確かな学力をはぐくむ 2」	平成 22 年 3 月大阪府教育委員会
DVD「確かな学力をはぐくむ 3」	平成 23 年 3 月大阪府教育委員会
「枚方市小中一貫英語教育カリキュラム・指導案集（改訂版）」	平成 24 年 3 月枚方市教育委員会
「Hi, friends！」	平成 24 年 3 月文部科学省
「英語を使うなにわっ子」育成プログラム	平成 25 年 8 月大阪府教育委員会
「大阪の授業 STANDARD」	平成 24 年 5 月大阪府教育委員会
「校内研究の葉」	平成 25 年 3 月大阪府教育センター
「理科授業づくり」	平成 25 年 5 月大阪府教育センター
「中学校における学習評価に関する参考資料」	平成 25 年 7 月大阪府教育委員会
「学校体育における体育活動中の事故防止のための映像資料」	平成 26 年 4 月文部科学省
「学校の体育活動中の事故防止について」	平成 27 年 5 月 18 日枚方市教育委員会
「民主主義など社会のしくみについての教育」	平成 27 年 7 月大阪府教育委員会
「学校の体育活動中の事故防止について」	平成 27 年 11 月 6 日枚方市教育委員会
「第 3 次大阪府子ども読書活動推進計画」	平成 28 年 3 月大阪府教育委員会
「組み立て体操における事故防止ガイドライン」	平成 28 年 4 月枚方市教育委員会
「枚方市の学校図書館のあり方について（第 1 版）」	平成 28 年 4 月枚方市教育委員会
「武道必修化に伴う武道の安全管理の徹底について」	平成 28 年 6 月スポーツ庁

基本方策1 確かな学びと自立を育む教育の充実について

3. 進路指導について

<基本的な方向性>

進路指導にあたっては、9年間を見通して、児童・生徒が「学ぶこと、生きること」について、自ら目標を持ち、自ら考え、自己実現を図っていくとともに、将来社会人として自立し、より良い社会を創っていくことができる能力や態度を身に付けるよう指導・支援する。

指導においては、基礎的・基本的な学習指導の徹底を図るとともに、児童・生徒の生き方、考え方が多様化している実情を踏まえ、児童・生徒一人一人の個性、可能性を最大限に伸ばし、適切に自らの進路選択ができるよう、指導の工夫・改善に取り組む。

特に進路選択に際しては、生徒・保護者の希望や主体性を尊重し、必要な資料・情報を事前に十分に提供して、適切な指導が行われるようにする。

<最重要課題>

- 進路指導にあたっては、児童・生徒一人一人の考え方、生き方等を大切にし、児童・生徒が主体的に進路を選択できるよう、人権に十分配慮した適切な指導を行うこと。
また、高等学校等とも連携し、中学校区における9年間の教育活動全体を通じて、系統的・継続的な指導を推進すること。
- キャリア教育については、児童・生徒が夢や志、望ましい勤労観・職業観を持ち、将来社会人として自立し、より良い社会を創っていこうとする態度を養うとともに、自らの人生や新しい社会を切り拓くために必要な能力の育成に努め、中学校区において作成した全体計画については、その検証・改善に努めること。

<取組事項>

校内進路指導体制の確立

- (1) 校長の責任とリーダーシップのもとに、小学校においては教務主任等を、中学校においては進路指導主事を中心とした校内進路指導体制を確立すること。

進路指導の在り方

- (2) 生徒が、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるよう、進学や就職に関するガイダンス機能の充実を図ること。特に、高等学校等での中途退学を防止する観点からも、高等学校等との連携を図るとともに進路未定者の減少に向けた取組を進めること。
- (3) 高等学校等の特色や公立高等学校入学者選抜制度の変更等について、生徒・保護者が十分理解し進路選択できるよう、資料・情報の収集と提供に努めること。

キャリア教育の在り方

- (4) キャリア教育については、教育活動全体を通じて、キャリア教育の視点で学校教育活動を充実させること。
- (5) 職場体験学習など、地域の人材等を活用した進路にかかわる啓発的な体験活動を積極的に取り入れ、指導の充実を図ること。
- (6) 小学校においては、希望と安心をもって中学校に進学できるよう、小中一貫教育を推進するとともに、保護者に中学校に関する情報を提供するよう努めること。

支援の必要な児童・生徒への進路指導

- (7) 生徒が、経済的理由により、進学を断念することがないように、奨学金制度や進路選択支援事業等について周知に努め、生徒及び保護者が活用できるよう適切に指導すること。
- (8) 障害のある児童・生徒や日本語指導を必要とする児童・生徒及び保護者に対して、様々な機会を通じて適切な説明や情報提供を行い進路支援に努めること。
- (9) 障害のある生徒の進路指導については、進路指導主事と支援学級担任が十分に連携し、学校全体で対応すること。
- (10) 日本語指導を必要とする児童・生徒に対する、高等学校等への進路指導にあたっては、管理職、進路指導担当者等を中心に、中学校区において体制を整備し対応すること。

<活用を図る資料>

資料名	出典
「キャリア教育を推進するために」	平成 17 年 4 月大阪府教育委員会
「小学校・中学校・高等学校キャリア教育推進の手引」	平成 18 年 11 月文部科学省
奨学金教育教材「夢を育む奨学金」	平成 21 年 4 月大阪府教育委員会
「大阪府キャリア教育プログラム」	平成 23 年 3 月大阪府教育委員会
「夢や志をはぐくむ教育」	平成 22 年 3 月平成 23 年 3 月大阪府教育委員会
「キャリア教育を創る」	平成 23 年 11 月文部科学省
「キャリア教育の進め方サポートブック」	平成 24 年 3 月大阪府教育委員会
「奨学金等指導資料」	平成 27 年 9 月大阪府教育委員会
「中学校 進路指導のための資料」	毎年度大阪府教育委員会
大阪府公立高等学校・支援学校検索ナビ「咲くナビ」 http://www.schoolnavi.osaka-c.ed.jp/	毎年度大阪府教育委員会
「多言語による学校生活サポート情報」 http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/kikoku/	毎年度大阪府教育委員会
「進路選択に向けて」(多言語版)	毎年度大阪府教育委員会
「帰国・渡日児童生徒就学支援ハンドブック」	平成 21 年 3 月大阪府教育委員会

基本方策2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実

4. 道徳教育について

<基本的な方向性>

「特別の教科 道徳」の全面実施（小学校は平成30年度、中学校は平成31年度）に向け、道徳的諸価値を実現するための資質・能力を養うことができる①読み物教材の登場人物への自我関与が中心の学習、②問題解決的な学習、③道徳的行為に関する体験的な学習などの指導方法を工夫して実践し、数値評価ではなく、児童・生徒の道徳性に係る成長の様子を認め、励ます記述式による個人内評価をすることが求められている。

道徳的諸価値について多面的・多角的に学び、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童・生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う「考え、議論する道徳」へと転換することや児童・生徒の成長の様子をどのように見取り、記述するかについて研究することが重要である。

<最重要課題>

- 校長は道徳教育の方針を明確に示すとともに、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を構築し、道徳教育の全体計画及び「道徳の時間」の年間指導計画を全教員の共通理解のもとに作成すること。
- 全ての学級で「道徳の時間」を年間 35 時間（小 1 は 34 時間）以上確保し、それぞれの学年で学習指導要領に示されたすべての内容項目を指導すること。
- 「特別の教科 道徳」の全面実施（小学校は平成 30 年度、中学校は平成 31 年度）に向けて、質の高い多様な指導方法や評価の在り方（道徳ファイルの導入等）について、計画的に研究すること。

<取組事項>

全体計画

- (1) 道徳教育は、「道徳の時間」を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳教育の全体計画の作成に際しては、児童・生徒、学校及び地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、道徳の内容と各教科等の指導内容及び指導時期との関連を明確に示すこと。
- (2) 集団宿泊活動、職場体験活動、ボランティア活動、自然体験活動等の体験活動と道徳教育との関連を図ること。

授業公開、家庭・地域との連携

- (3) 「道徳の時間」の授業公開を家庭や地域社会へ積極的に行うこと。
- (4) 「生命の尊重」など不変の価値観に基づき、一人一人の行動を見つめ直すために、保

護者、地域の人々の参画などにより、家庭や地域社会と連携した道徳教育を進めること。

指導資料の活用

- (5) 「私たちの道徳」については、「道徳の時間」をはじめとして、学校の教育活動全体を通じて積極的に活用するとともに、家庭での生活や学校と家庭との連携、地域での活動等に際しても活用の徹底を図ること。
- (6) 府教育委員会の「『大切なところ』を見つめ直して～『こころの再生』府民運動～「夢や志をはぐくむ教育」を積極的に活用すること。

「こころの再生」府民運動

- (7) 「生命を大切にする」「思いやる」「感謝する」「努力する」「ルールやマナーを守る」など、「こころの再生」府民運動の趣旨に則した心の育成やあいさつ運動の取組について、「道徳の時間」その他の学校の教育活動を通じて推進すること。

<活用を図る資料>

資料名	出典
「夢や志をはぐくむ教育」	平成 22 年 3 月・平成 23 年 3 月大阪府教育委員会
「大切なところ」を見つめ直して～「こころの再生」府民運動～	平成 26 年 3 月・平成 27 年 3 月大阪府教育委員会
「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定、小学校学習指導要領の一部を改正する告示、中学校学習指導要領の一部を改正する告示及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の一部を改正する告示の公示並びに移行措置について」	平成 27 年 3 月 27 日 文部科学省
「小学校・中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」	平成 27 年 7 月 文部科学省
「教育課程企画特別部会 論点整理」	平成 27 年 8 月 26 日 文部科学省
「特別の教科 道徳」の指導方法・評価等について（報告）	平成 28 年 7 月 22 日 文部科学省
「学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」	平成 28 年 7 月 29 日 文部科学省
「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」	平成 28 年 12 月 21 日 文部科学省

基本方策2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実

5. 人権教育について

<基本的な方向性>

人権教育をさらに充実していくために、国の関係法令等に留意し、府や市の「人権教育基本方針」等に基づき、「生きる力」を育む教育活動の基礎として、各教科・道徳・特別活動及び総合的な学習の時間や教科外活動等において、計画的・総合的に推進する。その指導にあたって、知識の理解に留まることなく、豊かな感性と高い人権意識を醸成し、具体的場面に直面したときに行動できる態度や技術・技能を身に付けるよう指導・援助する。

また、幼少期から生命の尊さに気付かせ、お互いを大切にする態度や人格の育成等をめざす人権基礎教育に取り組むことが求められている。

このために、教職員自らが人権意識を絶えず高めるよう心掛けるとともに、人権尊重の精神に徹した教育活動の推進に努める。

また、幼児・児童・生徒を権利の主体者として認めていこうとする「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、教育活動全体を通して、幼児・児童・生徒の権利を尊重する精神を徹底する。

<最重要課題>

- 本市の「人権教育基本方針」を踏まえ、人権教育を学校教育の中に正しく位置付け、校長を中心とした課題別の校内体制を整備して組織的な指導に努め、人権教育を推進すること。
- 人権及び人権課題に関して、世界の状況を踏まえつつ、正しい理解を深め、様々な人権課題の解決をめざした人権教育を総合的に推進すること。
- 人権教育についての全体計画及び年間指導計画等の人権教育推進計画の作成・活用、見直しにあたっては、幼児・児童・生徒の実態を踏まえ、発達段階に即した体系的なものとなるよう留意し、日常的に人権感覚の醸成に資する取組とすること。

<取組事項>

人権教育の推進

- (1) 人権尊重の精神に立った学校づくりを進め、すべての幼児・児童・生徒の自立、自己実現、豊かな人間関係づくりが図られること。
- (2) 教職員一人一人が豊かな人権意識・感覚を持って教育活動を展開できるよう、特に参加・体験型等の人権教育の指導方法について研修の充実を図ること。また、府教育委員会の「OSAKA人権教育ABC」等を活用した研修の充実を図ること。
- (3) 「人権教育教材集・資料CD」等を適切に活用すること。
- (4) セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメントに関しては、相談窓口の機能を充

実し、市教育委員会の「学校園におけるセクシュアル・ハラスメント防止指針」等の趣旨の徹底を図るとともに、研修を充実すること。

- (5) 人権侵害事象等が生じた際には、教育委員会へ報告するとともに、必要に応じて関係機関等と連携を図り、速やかに組織的に対応すること。その際、差別等を受けた幼児・児童・生徒の人権を擁護することを基本とし、関係した幼児・児童・生徒の背景や要因をはじめ事実関係を的確に把握・分析し、明らかとなった教育課題の解決に努めること。

「ともに学び、ともに育つ」教育の推進

- (6) 関係法令等を踏まえ、共生社会の実現をめざし、障害者に対する無理解や偏見等を取り除き、障害者の人権が尊重される教育を推進すること。
- (7) 幼児・児童・生徒等の人権意識の向上及びいじめ等による人権侵害事象等の未然防止を図ること。特に、障害のある幼児・児童・生徒等の人権を尊重することを基本に、障害者理解を深める教育を系統的に実施すること。

児童虐待の防止

- (8) 児童虐待の防止にあたっては、幼児・児童・生徒がささいなことでも相談できる、相談しやすい体制を構築するとともに、気になる幼児・児童・生徒に対しては家庭訪問を行う等、幼児・児童・生徒や保護者の状況把握に努め、未然防止・早期発見に努めること。
- (9) 児童虐待への認識を深めるとともに、「児童虐待の防止等に関する法律」の趣旨を踏まえ、虐待を発見した場合やその疑いがある場合には、子ども家庭センターや市の子ども総合相談センターへ速やかに通告し、教育委員会に報告すること。また、虐待防止や虐待通告について、保護者や地域への啓発に努めること。
- (10) 関係機関への通告後も、学校として組織的に対応し、児童虐待を受けた、または受けたとと思われる幼児・児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、教職員間での情報共有を行うこと。また、必要に応じてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家や福祉機関等の関係機関と継続的な連携を図ること。

男女平等教育の推進

- (11) 全ての教育活動において、固定的な性別役割分担意識にとらわれないようにするとともに、男女共同参画社会の実現をめざした教育活動を適切に計画・実施すること。
- (12) 学校においては、性的マイノリティとされる児童・生徒についての理解を深め、個の状況に応じ、教職員が協力して児童・生徒が相談しやすい環境を整えるとともに、心情に配慮した教育に努めること。

在日外国人教育の推進と日本語指導の充実

- (13) 幼児・児童・生徒の自尊意識を育み、文化の違いを互いに尊重し共に生きる力をはぐくむ教育を推進するとともに、本名を使用できる環境の醸成に努めること。
- (14) 日本語指導を必要とする海外から帰国及び渡日した児童・生徒については、当該児童・生徒の状況を踏まえ、必要に応じて個別の指導計画を作成するなど、生活言語はもとより学習言語としての日本語習得が図られるよう努めること。

同和教育の推進

- (15) 関係法令及び答申等の趣旨を踏まえ、人権尊重の視点に立った取組を進めるとともに、同和問題の早期解決に向けて、人権教育の一環として年間指導計画に位置付け、同和教育の推進に努めること。

平和教育の推進

- (16) 平和教育の指導にあたっては、生命や平和の尊さについて、適切に指導するとともに、国際社会の実態を踏まえて基本的事実をとらえる力を育て、平和と安全の確保について児童・生徒に主体的に考えさせるよう努めること。さらに国際社会に貢献できる資質と態度を身につけさせるよう努めること。また、3月1日の「枚方市平和の日」における「平和フォーラム」「平和の燈火（あかり）」等平和を考える事業に積極的に取り組むこと。

家庭・地域における人権教育

- (17) P T Aの中に人権啓発委員会等を組織するよう働きかけるとともに、家庭や地域との連携を深め、人権意識の高揚・啓発を積極的に推進すること。

不適正な区域外就学の防止

- (18) 不適正な区域外（指定外）就学の防止・是正に積極的に努めること。

<活用を図る資料>

資料名	出典
「同和対策審議会答申」	昭和40年8月
「人権教育のための資料1～9」	平成12年3月～平成21年大阪府教育委員会
「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するためにQA集」	平成15年3月大阪府教育委員会
「平和教育に関する事例集」	平成15年3月大阪府教育委員会
「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」	平成15年7月大阪府教育委員会
「人権基礎教育指導事例集」	平成16年3月大阪府教育委員会
「OSAKA人権教育ABC Part1～5」	平成19年3月～平成25年3月大阪府教育センター

「人権教育の指導方法等の在り方について」〔第三次とりまとめ〕	平成 20 年 3 月文部科学省
「精神障がいについての理解を深めるために」	平成 20 年 5 月改訂大阪府教育委員会
「在日外国人教育のための資料集（DVD）」	平成 22 年 3 月大阪府教育委員会
「帰国・渡日児童生徒の受入マニュアル」	平成 22 年 3 月大阪府教育委員会
「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止てびき～」	平成 23 年 3 月改訂大阪府教育委員会
「日本語支援アイデア集」	平成 23 年 3 月大阪府教育委員会
「学校における人権教育推進のための資料集」	平成 23 年 4 月大阪府教育委員会
「互いに違いを認め合い、共に学ぶ学校を築いていくために一本名指導の手引き(資料編)ー」	平成 25 年 4 月一部修正大阪府教育委員会
「枚方市児童虐待防止マニュアル」	平成 25 年 3 月改訂枚方市児童虐待問題連絡会議
「障害者基本法」	平成 25 年 6 月 26 日改正
「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」	平成 26 年 1 月文部科学省
人権教育リーフレットシリーズ	平成 26 年 3 月～大阪府教育委員会
「学校における人権教育の推進のためにー『人権教育推進の方向性』具体化のポイント集ー」	平成 26 年 7 月
「大阪府人権教育推進計画」	平成 27 年 3 月
「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」	平成 27 年 4 月文部科学省
「リバティおおさかを活用する人権学習プラン」	平成 27 年 6 月
「人権情報ガイド ゆまにてなにわ」	平成 28 年 3 月
「日本語指導実践事例集」	平成 28 年 3 月大阪府教育委員会
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」	平成 28 年 4 月 1 日施行
「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」	平成 28 年 4 月文部科学省
「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」	平成 28 年 6 月 3 日施行
「人権教育教材集・資料CD」	平成 28 年 11 月大阪府教育委員会
「人権教育教材集・資料・教員用手引き」	平成 28 年 11 月大阪府教育委員会
「部落差別の解消の推進に関する法律」	平成 28 年 12 月 16 日施行
「教職員人権研修ハンドブック」	平成 29 年 3 月改訂

基本方策2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実

6. 健康教育について

<基本的な方向性>

健康教育は、学校園の教育活動全体を通じて行うものであり、調和の取れた食事、適切な運動、十分な休養・睡眠といった「健康の3原則」の理念に基づき、幼児・児童・生徒が生涯を通じて、自ら心身の健康の保持・増進を図る実践力を育てることが目的である。

体力の向上及び心身の健康の保持・増進に関する指導については、体育・保健体育の学習を中心として、心と体を一体としてとらえ、生活科、「総合的な学習の時間」や特別活動との関連を図るなど学校教育全体で推進する。また、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果等を活用し、体育・健康に関する指導などの改善に努める。

学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進するための組織である学校保健委員会については、活性化し学校保健活動の充実を進める。

食に関する指導については、学校園・家庭・地域が連携・協力し、望ましい食習慣の形成に努める。また、学校給食の意義も踏まえ、小・中学校における食育推進体制の確立を図る。

<最重要課題>

- 「全国体育・運動能力、運動習慣等調査」の結果等を分析・活用した、体力向上推進計画を作成し、教育計画に掲載すること。その際、学校の教育活動全体で効果的に取り組むとともに、家庭・地域と連携して、積極的に体力向上の取組を推進すること。
- 幼児・児童・生徒の健康管理等については、保護者・主治医・学校医・地域の保健医療機関と十分な連携を図るとともに、本人自らの健康を保持増進できる資質や能力を育成することができるよう、年1回以上、学校保健委員会(委員に保護者を含む)を開催し、その活用を図ること。
- アレルギー疾患を有する児童・生徒については、大阪府教育委員会が作成した「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」や「アレルギー疾患対応の学校生活管理指導表」とともに「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」等を有効に活用し、安心して学校生活を送ることができるように努めること。特にアナフィラキシーシック等については、万一の場合、適切に対応できるよう体制を整え、事故防止に努めること。

<取組事項>

体育活動

- (1) 毎年、全学年で、新体力テストを実施するなど、全ての児童・生徒の体力状況を把握し、体力づくりを推進すること。
- (2) 「めっちゃスマイル体操」「めっちゃWAKUWAKUダンス」を活用するなど、

児童・生徒の運動習慣の確立に努めること。

健康の保持・増進

- (3) 健康診断では、幼児・児童・生徒のプライバシーの保護に十分な配慮を行うこと。「四肢の状態」についての検査実施にあたっては、組織的に日常観察を行うこと。また、学校における歯・口腔の健康づくりを推進すること。

食育

- (4) 食に関する指導を教育課程に明確に位置付け、全体計画を作成し、教育計画に掲載すること。また、小・中学校ともに、食育を推進するための委員会等を設置し、教育活動全体を通して、学校給食を活用した指導や、各教科、道徳、「総合的な学習の時間」等における食に関する指導の推進に努めること
- (5) 学校保健安全法に基づいた学校保健計画の必要に応じた見直し及び学校給食法に基づいた食に関する指導の推進を図ること。
- (6) 児童・生徒の食への関心や理解を深めるために、地域の人材を活用するなど、農業や調理などの食に関する体験活動を実施すること。

健康教育

- (7) 健康相談を充実させ、健康教育を一層推進すること。
- (8) 性教育及びエイズ教育については、研修を深め、発達段階に応じて保護者の理解を十分に踏まえ、組織的・計画的に集団指導と個別指導を効果的に組み合わせ指導すること。
- (9) 小・中学校の「体育」・「保健体育」の教科等において、学習指導要領に基づき、大阪府がん対策推進条例の趣旨を踏まえ、がんの予防につながる学習指導の充実、推進を図ること。

衛生管理

- (10) 衛生管理の徹底を図り、感染症・食中毒の予防に努めること。特に感染症については、学校園において、幼児・児童・生徒に対し、手洗い・うがい・咳エチケット等感染防止対策を励行し、また正しい知識といじめ等人権に配慮した指導をすること。
- (11) 「学校環境衛生基準」に基づき、児童・生徒等にとって安全で快適な教育環境が確保されるよう適切な維持管理を図るとともに、検査結果を保管すること。

安全・安心の確保

- (12) 学校生活における健康管理に配慮し、特に夏季の熱中症には十分な対策をとること。
- (13) 万一の心肺停止に備え、すべての教職員がAEDの使用を含めた心肺蘇生法を実施できる体制を整えること。
- (14) 国民健康保険法の趣旨を踏まえ、無保険により幼児・児童・生徒が医療を受けること

ができなくなるようなことのないよう、市の国民健康保険室や関係機関とも連携して適切に対応すること。

<活用を図る資料>

資料名	出典
「性教育指導事例集」	平成 15 年 3 月大阪府教育委員会
「感染症 こんなときどうするの？」	平成 16 年 9 月大阪府教育委員会
「学校における麻しん対策ガイドライン」	平成 20 年 3 月国立感染症研究所感染症情報センター
「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」	平成 20 年 3 月日本学校保健会
食生活学習教材「食生活を考えよう 体も心も元気な毎日のために」	平成 21 年 3 月文部科学省
大阪なわとび級判定「チャレンジ おおさかなわとびカード」	平成 21 年 10 月大阪府教育委員会
「食に関する指導の手引き－第一次改訂版－」	平成 22 年 3 月文部科学省
「おおさか食育ハンドブック」	平成 22 年 3 月大阪府教育委員会監修
「体力向上に係る実践事例集」	平成 22 年 3 月大阪府教育委員会
「学校環境衛生管理マニュアル」(改訂版)	平成 22 年 3 月文部科学省
「生きる力」をはぐくむ学校での歯・口の健康づくり	平成 23 年 3 月文部科学省
体力向上支援プログラム「おおさかプログラム」	平成 25 年 3 月大阪府教育委員会
「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」	平成 25 年 12 月枚方市教育委員会
「今後の学校給食における食物アレルギー対応について」	平成 26 年 3 月文部科学省
「大阪府 性に関する指導普及推進事業報告書」	平成 27 年 2 月大阪府教育委員会
「めっちゃスマイル体操」「めっちゃWAKUWAKUダンス」	平成 27 年 3 月大阪府教育委員会
「学校給食における食物アレルギー対応指針」	平成 27 年 3 月文部科学省
「アレルギー疾患対応資料の配布について」	平成 27 年 3 月 26 日枚方市教育委員会
「児童生徒等の健康診断マニュアル」	平成 27 年 8 月日本学校保健会
「たのしい食事 つながる食事」	平成 28 年 2 月文部科学省
「がん教育推進のための教材」	平成 28 年 4 月文部科学省
「外部講師を用いたがん教育ガイドライン」	平成 28 年 4 月文部科学省
「熱中症事故等の防止について」	平成 28 年 5 月 30 日枚方市教育委員会
「がん教育教材指導集」	平成 28 年 6 月文部科学省
「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」	平成 29 年 2 月大阪府教育委員会
「学校園におけるアレルギー疾患対応の手引き」	平成 29 年 3 月枚方市教育委員会

基本方策2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実

7. 特別活動・その他の教育活動について

<基本的な方向性>

特別活動は、児童・生徒の望ましい集団活動やさまざまな体験活動を通して、心身の調和のとれた発達と、個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的・実践的な態度を育てるとともに、自己の生き方、人間としての生き方についての考えを深め、自己を生かす能力を養うことを目標とする。

<最重要課題>

- 学校の実態や児童・生徒の発達段階などを考慮し、創意工夫するとともに各教科、道徳、外国語活動及び「総合的な学習の時間」などの指導との関連を図り、全体の計画及び年間指導計画を作成すること。
- 儀式的行事においては、厳粛かつ清新な雰囲気の中で、新しい生活の展開への動機付けとなるような活動を行うこと。
- 中学校における部活動については、練習時間や休養日の設定を適切に行うこと。

<取組事項>

学級活動

- (1) ボランティア活動、自然や動植物と直接触れ合うなどの自然体験活動等を通して豊かな情操を養うよう努め、気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの活動を充実させること。
- (2) 学級活動等の指導においては、児童・生徒がよりよく行動できるよう、道徳教育の重点などを踏まえ、指導内容の重点化、内容の関連や統合などの工夫を図り、指導すること。また、入学当初の学校生活への適応や進路選択などの指導にあたっては、適切な情報提供や説明等ガイダンス機能の充実を図ること。

クラブ活動

- (3) 小学校におけるクラブ活動については、学校や地域の実態等を考慮しつつ児童の興味・関心を踏まえて計画し、適切な授業時数を充てること。

学校行事

- (4) 児童・生徒が集団や社会の一員としての所属感・役割・責任を体得できるよう努めるとともに、異年齢集団の育成を図ること。
- (5) 入学式や卒業式などにおいては、学習指導要領に基づき、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導すること。
- (6) 学校行事においては、学校生活に秩序と変化を与え、集団への所属感を深め、学校

生活の充実と発展に資するために、文化や芸術に親しんだりするような活動やボランティア活動等、体験的な活動を行うこと。

その他の教育活動

- (7) 児童・生徒の自主的・実践的な活動を促し、楽しく規律正しい学校生活を築くよう努めること。
- (8) 学校で動物を飼育する場合は、動物の愛護及び管理に関する法律の趣旨を踏まえ、獣医師との連携を図り、適切に管理すること。また、家畜伝染病予防法（平成26年6月改正）を受けて、学校等における飼養衛生管理基準の遵守及び飼育衛生管理状況の年1回の定期報告を適切に実施すること。
- (9) 中学校における部活動については、生徒の自主的、自発的な参加により行われるとともに、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、教職員が放課後の時間をより有効に活用できるようになることも踏まえて、地域等の協力を得ながら部活動指導協力者の活用を積極的に図ること。

<活用を図る資料>

資料名	出典
「学校における望ましい動物飼育のあり方」	平成 15 年 4 月日本初等理科教育研究会
「運動部活動での指導のガイドラインについて」	平成 25 年 5 月文部科学省
「評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料（小学校 特別活動）」	国立教育政策研究所
「評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料（中学校 特別活動）」	国立教育政策研究所
「平成 28 年度全国体力・運動能力、運動週間等調査の結果の取扱い及び活用について（通知）」	平成 29 年 1 月 6 日文部科学省

基本方策3 教職員の資質と指導力の向上

8. 教職員の服務について

<基本的な方向性>

教職員は、教育を通じて市民全体に奉仕するものであり、常に全力を傾注して、それぞれの職務の遂行にあたる。このことを教職員に深く自覚させ、法令等に定められている服務規律を遵守することはもとより、勤務時間の内外を問わず、保護者・市民の教育に対する信頼と、教職員に対する信用を高めるよう、指導を徹底する。

<最重要課題>

- 教職員の不祥事防止の徹底を図ること。万一服務上の問題が発生した場合は、事実関係を的確に把握し、速やかに報告すること。
- あらゆる機会を捉えて、体罰はいかなる場合においても絶対に許されないということを教職員一人一人に周知徹底させること。

<取組事項>

服務規律の確立

- (1) 教職員に、条例・規則で定められた勤務時間を遵守させ、服務規律の確立を図り、保護者・市民の信託に応えるよう指導を徹底すること。また、勤務時間の適正な把握・管理を行うこと。
- (2) 幼児・児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントは、重大な人権侵害であり、断じて許すことはできない。決して起こすことのないよう指導すること。
- (3) 職務上知り得た情報等に対する守秘義務を遵守させること。また、幼児・児童・生徒等の個人情報を適正に管理すること。またSNS等の利用については、不特定多数が視聴する可能性があることを踏まえ、その特性や危険性を理解し、教職員としての信頼を損なうことがないよう、責任と自覚を持って行動するよう指導すること。
- (4) 飲酒運転は、容認・黙認した者も含め、懲戒免職を含めた厳しい処分の対象となることを周知し、絶対に行わないよう指導すること。
- (5) 教職員の自家用自動車等による通勤は極力自粛させること。また、自動車通勤者の校内駐車禁止を徹底すること。
- (6) 教職員が交通用具の使用により、事故を起こすことのないよう指導すること。万一、事故を起こした場合は、適切な対応をとるよう指導すること。
- (7) 「勤務場所を離れて行う研修」は、法令に基づき校長による承認手続きをより厳正に行うとともに適正に処理すること。
- (8) 教職員が、選挙運動等の政治的行為の制限に違反することのないよう指導するこ

と。

- (9) 兼職・兼業については、地方公務員法・教育公務員特例法の定めを遵守させること。
- (10) 教職員として、言動・服装等に留意するなど、倫理観の確立に努めさせること。
- (11) 公正な職務の執行の確保及び倫理の保持に関する条例に基づき、保護者、利害関係者からの金品の贈答、接待は絶対に受けないよう指導すること。
- (12) 教職員の出張命令・時間外勤務命令については、その意義等を十分に認識させ、適正な執行を行うこと。
- (13) 教員免許更新制について、周知徹底を図り、適切な対応を図ること。
- (14) 教育公務員として公教育を推進する立場にあることを自覚させ、常に自己研鑽に励むよう指導すること。

快適な職場環境

- (15) 教職員間のセクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント等の無い良好な職場環境を維持すること。
- (16) 教職員の長時間勤務の縮減に向けた取組を推進し、勤務時間管理及び健康管理を徹底するとともに、働き方について教職員一人一人の意識改革を推進すること。また、労働安全衛生法に則り、メンタルヘルスにも留意し、教職員の健康の保持と快適な職場環境形成を図るとともに、教職員の労働安全衛生における意識を高めること。

〈活用を図る資料〉

資料名	出典
「不祥事予防に向けて 自己点検《チェックリスト・例》（改訂版）」	平成22年9月大阪府教育委員会
「枚方市立学校園教職員安全衛生管理規程」	平成24年3月枚方市教育委員会
「枚方市生徒指導マニュアル（体罰防止編）」	平成25年4月枚方市教育委員会
「職員倫理ハンドブック」	平成25年4月1日枚方市
「パワーハラスメント防止指針」	平成25年6月枚方市教育委員会
「学校園におけるセクシュアル・ハラスメント防止指針」	平成11年7月枚方市教育委員会

基本方策3 教職員の資質と指導力の向上

9. 教職員研修について

<基本的な方向性>

教職員は教育公務員としての使命を自覚するとともに、その職責を遂行するため、専門的知識に裏付けられた実践的な指導力の向上や豊かな人間性を培うことをめざし、絶えず研究と修養に励み、自らの資質能力の向上に努めなければならない。このことを教職員に深く自覚させ、規範意識を養うとともに教職員が教職経験に応じた、段階的かつ専門的な研修に積極的に参加しようとする意欲を高める必要がある。

本市においては新規採用教職員が増加し、経験豊かな多くの教職員の退職が続く中、教職員の世代交代が進んでおり、倫理観・規範意識及び児童生徒理解と集団づくり、授業力やマネジメント力など、教職員一人ひとりの資質と指導力の向上が求められている。

そのような中、「『学び続ける教職員』を育成し、枚方の子どもたちの『生きる力』をはぐくむ」をテーマに、新たな教育課題に対応した研修を構築するとともに、教職員研修のさらなる充実を図り、明日の枚方の教育を担う教職員を育成する。

<最重要課題>

- 初任者をはじめ、経験の浅い教職員の育成にあたっては、各学校園において日常的なOJTによる実践的な研修を組織的・継続的に推進する校内体制を整えること。併せて、経験の浅い教職員の育成者として教科指導や喫緊の教育課題等、専門性を備えたミドルリーダーの育成に努めること。
- 児童・生徒の主體的・対話的で深い学びの実現に向けて、「Hirakata 授業スタンダード」に基づいた授業改善を組織的・計画的に進めること。そのために、市教育委員会による、校内授業研究・研修への学校支援や小中一貫・学力向上推進担当者研修の研修内容を積極的かつ効果的に活用するなど、学校全体で、授業研究・研修の充実を図ること。
- 校内研修においては、市教育委員会及び府教育庁等で実施する研修等を受講した教職員に、その内容を伝達・実践させたり、積極的に講師として活用したりすること等により、学校全体の教育活動を推進するよう努めること。

<取組事項>

教職員の育成

- (1) 市教育委員会が示す「教職員のライフステージに応じて求められる資質・指導力」及び、府教育委員会が示す「OSAKA教職スタンダード」等を踏まえ、経験年数や職務、専門的な知識・技能に応じた資質・指導力の育成に向け、OJT及び校内研修を組織的・計画的に実施すること。
- (2) 初任者研修の校内研修は、年間を通し、校長の指示のもと、指導教員を中心に、組織

的・計画的に実施すること。また、経験の浅い教員（2～5年目の初任期教員）も含め、指導主事、教育推進プランナーによる学校訪問での指導・助言を効果的に活用すること。

- (3) 経験年数6～10年の教職員には、市教育委員会実施の研修等を踏まえ、後輩となる経験の浅い教職員の「メンター」*や「ロールモデル」*となれるような専門的な知識と指導技術を身に付けさせること。
- (4) 10年経験者研修の校内研修は、個々の教諭等の能力、適性等に応じて必要な事項に関する研修を実施し、指導力の向上等、教諭等としての資質の向上を図る目的を踏まえ、校長を中心に、組織的・計画的に実施すること。
- (5) 指導が不適切と思われる教員に対し、その状況を的確に把握し、指導するとともに、適切な研修に参加させること。

授業改善

- (6) 学習指導にあたっては、学習指導要領を踏まえ、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、主体的に学習に取り組む態度を養う指導の充実のため、指導方法や指導体制の工夫及び、落ち着いた学習環境の醸成に向けた学習規律の確立について、学校全体で研究・研修の充実に努めること。
- (7) 次期学習指導要領の趣旨や内容等の十分な理解を図る研究・研修を実施するとともに、円滑な実施に向けた授業改善の取組を進めること。

校内研究・校内研修

- (8) 校内研究・校内研修は、各学校の課題を踏まえ、授業改善のための授業研究を中心に、適宜、組織的・計画的に実施すること。
- (9) 授業改善のための校内授業研究・研修及び中学校区で行う公開授業・研究協議会において、指導主事、教育推進プランナーが講師を務める学校支援を効果的に活用し、研究を推進すること。
- (10) 研究・研修を実施する際は、先進校や研究指定校の研究成果を活かし、指導力の向上を目的の一つとすること。さらに、指導教諭及び授業の達人養成講座受講者を活用し、教員に対する授業改善等の指導に努めること。
- (11) 英語によるコミュニケーション能力の育成をめざし、校内研修や各中学校区での研修、市教育委員会及び府教育庁が実施する研修等を活用し、教員の英語力及び英語指導力を高めること。

情報教育

- (12) ICTに精通したリーダーとなる教員を育成するとともに、児童・生徒の「確かな学力」を育むため、各教科、「総合的な学習の時間」等の指導において、ICT機器を効果的に活用できるよう研修に努めること。また、児童・生徒の情報活用の実践力及び情

報モラル、ICT活用能力を高めるための研修に努めること。

- (13) 個人情報の適切な取扱い、管理・保管についての研修を深め、個人情報を取り扱うこと
の責任を教職員一人一人に自覚させ、「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」に
基づき、情報セキュリティに対する意識及び情報モラルの向上を図ること。

研修の受講

- (14) 市教育委員会及び府教育庁が実施する研修について周知徹底し、教職員の資質・指導
力を高めるため、積極的な受講の指導に努めること。
- (15) 教職員が市教育委員会及び府教育庁実施の研修を受講する際は、教職員の研修受講状
況を把握するとともに、研修の実施要項を確認させ、留意事項や事前課題等に留意し、
受講するよう指導すること。

<活用を図る資料>

資料名	出典
「次世代の教職員を育てるOJTのすすめ」	平成20年3月大阪府教育委員会
「ミドルリーダー育成プログラム」	平成22年3月～28年3月 大阪府教育委員会
「枚方市小中一貫英語教育カリキュラム ・指導案集（改訂版）」	平成24年3月枚方市教育委員会
「校内研究の栞」	平成25年3月大阪府教育センター
「枚方市生徒指導マニュアル(いじめ防止編)」	平成25年4月枚方市教育委員会
「枚方市生徒指導マニュアル(体罰防止編)」	平成25年4月枚方市教育委員会
『英語を使うなにわっ子』育成プログラム」	平成25年8月大阪府教育委員会
「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」	平成27年6月18日枚方市教育委員会
「理科授業づくり」	平成25年5月大阪府教育センター
「理科薬品の取り扱い」	平成24年9月枚方市教育委員会
「Hirakata 授業スタンダード」	平成28年9月枚方市教育委員会
「新規採用教職員のためのハンドブック 『教職員の智』」	平成29年4月枚方市教育委員会
「平成29年度小中学校初任者研修の手引」	平成29年4月枚方市教育委員会
「平成29年度10年経験者研修の手引」	平成29年4月枚方市教育委員会

- * 「メンター」・・・仕事上（または人生）の指導者、助言者の意味。メンターは、キャリア形成をはじめ生活上のさまざまな悩み相談を受けながら、育成にあたる。
- * 「ロールモデル」・・・具体的な行動や考え方の模範となる人物のこと。人は誰でも無意識のうちに「あの人のようになりたい」というロールモデルを選び、その影響を受けながら成長するといわれる。

基本方策4 「ともに学び、ともに育つ」教育の充実

10. 支援教育について

<基本的な方向性>

支援教育を進めるにあたっては、障害のある幼児・児童・生徒の将来の自立、就労をはじめとする社会参加をめざし、その可能性を十分に引き出すとともに、インクルーシブ教育システム*の理念を踏まえ、すべての幼児・児童・生徒がともに育ち合うよう、「ともに学び、ともに育つ」教育の充実に努める。

また、発達障害を含む障害のあるすべての幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援の充実に努めるとともに、自立に向けた効果的な指導・支援を行う。

<最重要課題>

- 校内組織体制を整備して、すべての幼児・児童・生徒、教職員及び保護者、地域に対し、支援教育の理解と啓発を推進し、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた取組を進めるとともに、「ともに学び、ともに育つ」という観点から集団づくりの一層の充実等、人権が尊重された教育の推進に努めること。
- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、障害のある幼児・児童・生徒及び保護者の意向を受け止め、合意形成を図り、合理的配慮の観点を踏まえた支援教育に取り組むこと。

<取組事項>

校内体制の充実

- (1) 障害のある幼児・児童・生徒の指導にあたっては、人権教育や生徒指導の観点を踏まえ、支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会の適切な運営を行い、支援学級担任と通常の学級担任が連携する等、全校的な支援体制のもとに教育活動を推進すること。
- (2) 通常の学級において、積極的にユニバーサルデザインによる授業づくりに取り組むなど、障害のある幼児・児童・生徒への理解を深め、全校的な支援体制を確立すること。
- (3) 教職員研修等により、教職員の人権感覚を一層磨き、人権意識を高揚するとともに、支援教育に対する専門性を高め、障害のある幼児・児童・生徒の指導・支援等に関する様々な課題に対応できる人材の育成を図ること。
- (4) 支援学校のセンター的機能に基づく巡回相談等を積極的に活用して、校内支援体制の充実に努めること。

交流及び共同学習の充実

- (5) 支援学級と通常の学級における、交流及び共同学習のより一層の充実に努めること。
また、市独自の少人数学級編制によるきめ細かな指導を活かし、相互理解のさらなる推

進に努めること。

(6) 支援学校との交流及び共同学習について、より一層の促進を図ること。

支援学級の教育課程の充実

(7) 支援学級における指導の内容及び指導時数に十分留意すること。

(8) 障害の状況に応じた適切な教育課程を計画的・系統的に編成し実施すること。

(9) 自立活動を充実させるなど、指導方法の工夫や改善に努めること。

個別の教育支援計画の作成・活用・引継ぎ

(10) 支援学級における指導にあたっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成・活用し、個に応じた指導を充実させること。

(11) 通常の学級に在籍する発達障害等のある幼児・児童・生徒の指導にあたっては、必要に応じて個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用を進めること。また通級指導を受けている児童・生徒については、作成・活用の取組を着実に進めること。

(12) 個別の教育支援計画を作成・活用する際、合理的配慮の内容を明記する等、本人や保護者の参画のもと、校内で共有を図るとともに関係機関等との連携を促進すること。また、定期的に評価・点検・見直しを行い、内容の充実を図ること。

(13) 幼児・児童・生徒の発達段階の連続性を踏まえた指導・支援が適切に引継がれるよう、日頃から校種間における連携を深め、個別の教育支援計画の引継ぎが確実に行われるよう努めること。

通級指導教室

(14) 通級指導教室での指導・支援については、その趣旨を踏まえて、適切な教育課程の編成に努めるとともに、通級指導教室における学びが通常の学級で十分に発揮することができるよう、通級指導教室と担任の連携はもとより、校内における支援体制の充実を図ること。

保護者や関係機関との連携

(15) 適切な支援を引き継いでいくことができるよう、幼稚園・保育所等、就学前機関との連携を深めるとともに、合理的配慮の観点を踏まえ、一人一人の障害の状況を把握し、小中9年間を見通した継続的な指導に努めること。

(16) 障害のある幼児・児童・生徒の進路について十分に情報提供し、進路の確保に努めること。特に、障害のある生徒の進路については、高等学校や支援学校に加え、「知的障がい生徒自立支援コース」及び「共生推進教室」や「職業学科を設置する知的障がい高等支援学校」等、幅広い進路選択が可能であることから、その内容が生徒・保護者に十分に伝わるよう、適切な説明や情報提供を行うこと。

(17) 障害のある幼児・児童・生徒の理解や適切な指導の推進のため、支援学校や関係機関

との連携を図ること。

医療的ケア

(18) 医療的ケアについての一般的な知識や医療的ケアが必要な子どもへの理解、緊急時の対応等について、研修等により理解を深めること。

<活用を図る資料>

資料名	出典
「学校教育法等の一部を改正する法律」	平成 19 年 4 月 1 日施行
「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令[学校教育法施行令の一部改正]」	平成 19 年 4 月 1 日施行
「特別支援教育の推進について」	平成 19 年 4 月 1 日文部科学省通知
「体罰防止マニュアル」	平成 19 年 11 月大阪府教育委員会
「指導資料 [ぬくもり] 」	平成 22 年 3 月大阪府教育委員会
「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」	平成 24 年 7 月 23 日中央教育審議会初等中等教育分科会
「『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために」	平成 25 年 3 月大阪府教育委員会
「障害者基本法第 16 条」	平成 25 年 6 月 26 日改正
「学校教育法施行令の一部改正について」	平成 25 年 9 月 6 日大阪府教育委員会
「教育支援資料～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～」	平成 25 年 10 月文部科学省
「すべての子どもにとって『わかる・できる』授業づくり」（「通常の学級における発達障がい等支援事業」実践研究のまとめ）	平成 27 年 6 月大阪府教育委員会
「発達障がいについて 保護者の理解を促進するために」	平成 27 年 7 月大阪府教育委員会
「ともに学び ともに育つ 一貫した支援のために 支援をつなぐ『個別の教育支援計画』の作成・活用」	平成 28 年 3 月大阪府教育委員会
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」	平成 28 年 4 月 1 日施行
「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について」	平成 28 年 6 月 3 日文部科学省他
「発達障害者支援法の一部を改正する法律」	平成 28 年 8 月 1 日施行
「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について」	平成 28 年 12 月 9 日文部科学省通知

*インクルーシブ教育システム・・・障害のある者と障害のない者が、同じ場で、可能な限りともに学ぶ仕組みのこと。

基本方策5 幼児教育の充実

11. 幼稚園教育について

<基本的な方向性>

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼稚園教育においては、幼児期にふさわしい生活の中で、さまざまな体験を通して幼児が心身ともに健やかな成長をとげられるよう、生活に即した教育環境をつくりだし、幼児一人一人の発達や特性に応じた指導を行う。

さらに、幼稚園教育は、義務教育9年間の重要な基礎となることを踏まえ、幼児期から児童期、青年期へと続く発達を見通し、豊かな心や生きる力の基礎を培うため、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、学校、家庭、地域の協働による総合的な幼児教育の充実を図る。

<最重要課題>

- 次期幼稚園教育要領の全面実施に向け、その趣旨や内容等を十分理解するとともに、その趣旨を踏まえ、創意工夫を活かした教育課程を編成すること。
- 園内研修を計画的に実施し、教職員自らの資質向上を図るとともに指導方法の工夫・改善に努め、子ども・子育て支援新制度の幼稚園として、幼児教育の一層の充実を図ること。
- 私立幼稚園・保育所（園）、認定こども園、小中学校との連携や交流を積極的に推進し、特に小学校教育との円滑な接続を一層図ること。

<取組事項>

就学前教育の推進

- (1) 幼児一人一人の望ましい発達や、幼児同士の温かい人間関係が育まれるよう、よりよい教育環境の整備に努めること。
- (2) 食に関する指導の全体計画等に基づき、適切な食事のとり方や望ましい食習慣の定着を図り、食育の推進に努めること。
- (3) 支援教育をさらに充実するために、巡回相談等を有効に活用すること。

開かれた幼稚園づくり

- (4) 幼児に安全で安心な遊び場を確保するとともに、保護者の心身のリフレッシュや短時間の就労等の様々な事情に対応し、保護者を支援するため、幼稚園の施設と機能を活用した預かり保育の充実に努めること。
- (5) 家庭や地域社会と十分に連携を図りながら、親と子の育ちの場としての園開放や幼児教育教室、また子育て相談等の取組を推進し、地域の幼児教育のセンター的役割を担えるよう努めること。

幼保小等の円滑な接続

(6) 幼児と児童の交流だけにとどまらず、幼保小合同研修会や保育参観、授業参観等を実施し、教育課程、保育課程の相互理解に努めること。

<活用を図る資料>

資料名	出典
「幼児教育推進指針」	平成 22 年 3 月改定大阪府教育委員会
「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について（報告）」	平成 22 年 11 月文部科学省
「スタートカリキュラムスタートブック」	平成 27 年 1 月文部科学省
「わくわく もうすぐ1ねんせい」	平成 29 年 1 月枚方市教育委員会

基本方策6 地域とともにある学校づくりの推進

12. 学校園・家庭・地域の連携について

<基本的な方向性>

教育の目的の実現のためには、そもそも家庭において生活習慣を身に付けさせ、自立心を育成することが大切である。また、今日の教育課題を解決し、次代を担う幼児・児童・生徒に夢を与え、「生きる力」をはぐくむためには、小中一貫教育とともに学校、家庭及び地域がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制作りが必要である。

また、「開かれた学校園」から地域と一体となって幼児・児童・生徒を育む「地域とともにある学校園」への変換が求められている。このことから、学校園は共有財産であるという視点に立ち、家庭や地域との双方向の交流を積極的に進めるとともに、学校園と地域はパートナーとして連携・協働し、幼児・児童・生徒の学びの充実に努める。

<最重要課題>

- 各中学校区において、義務教育9年間を見通した「家庭学習の手引き」の作成・配布及び活用の啓発や「家庭への7つのお願い」の推進など、家庭教育の重要性について積極的に発信すること。
- 学校週5日制の趣旨を踏まえつつ、土曜日等における充実した学習機会を提供する方策の一つとして、土曜日等を活用した授業を、年3回実施すること。その際、「開かれた学校づくり」「地域人材の積極的活用」を観点とすること。

<取組事項>

家庭・地域との連携

- (1) 保護者や地域の関係団体等の協力を得て、地域と一体になった幼児・児童・生徒の安全確保の取組を推進すること。
- (2) オープンスクールをはじめ自由参観期間を設定するなど、学校園の諸活動において、保護者や地域の人々が参加しやすいように工夫すること。
- (3) 「枚方市外部人材登録者集」の活用を図るとともに、学校独自の地域人材バンク等の整備に努めること。
- (4) 地域人材等の積極的な活用に努めながら、市学校園活性化推進校園事業等に取り組み、特色ある教育、特色ある学校園づくりを推進すること。
- (5) 地域にある社会教育施設や福祉施設等を活用した体験的な学習やボランティア活動など、実践的な社会体験を通じた教育活動を推進すること。
- (6) 各家庭をはじめPTAや地域諸団体と連携を深める学校園体制づくりに努めること。また、教職員が、PTAや地域の諸活動に協力し、交流するよう努めること。
- (7) 中学校区単位の教育コミュニティづくりの推進組織である地域教育協議会（すこやかネット）には学校園が連携し、協力に努めること。
- (8) 土曜日等に取り組みされる「枚方子どもいきいき広場」事業の実施団体への協力を図ること。
- (9) 学校園施設の開放については、積極的に推進すること。

保・幼・小の連携

- (10) 小学校においては、保・幼・小連携担当者を位置づけるなどし、幼稚園や保育所（園）、認定こども園の幼児と児童との交流、職員同士の交流、情報共有や相互理解など、幼稚園や保育所（園）、認定こども園との連携を図ること。

留守家庭児童会室との連携

- (11) 児童の安全確保の観点から、留守家庭児童会室との連携を図ること。

情報の公表

- (12) 各学校園の教育計画や学校園の抱える課題について、積極的に情報の公表に努め、説明責任を果たすこと。

<活用を図る資料>

資料名	出典
大阪「こころの再生」宣言	平成17年12月20日「こころの再生」を考える有識者懇話会

基本方策7 学びのセーフティネットの構築

13. 安全について

<基本的な方向性>

自然災害・不審者の侵入等や学校事故・交通事故に対し、安全教育の一層の徹底と学校園施設・設備の点検整備や充実等により、幼児・児童・生徒の安全確保及び学校園の安全管理に努める。

また、安全教育にあたっては、幼児・児童・生徒が生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培い、日常生活全般における様々な危険に適切に対応できる能力を育み、防災教育にあたっては、幼児・児童・生徒が自らの命を守り抜くために、「主体的に行動する態度」を育成するよう指導する。

さらに、地震・津波をはじめとする地域の実態に即した自然災害に対処できるよう防災体制の見直し及び充実を図る。また、幼児・児童・生徒の命を脅かす事象に対して、授業中はもとより、登下校時、放課後、長期休業中の登校日等において必要な措置を講じる。

<最重要課題>

- 安全な学校園環境を保持するため、常日頃から施設や設備等の異常がないかを確認するとともに、定期的に安全点検を実施し、事故の防止に努めること。
- 学校安全計画に基づく、災害や不審者等に備えた安全教育を充実させ、家庭との連絡方法・登下校の安全確保等も含め、様々な事態と想定した実践的な防災・防犯訓練等を実施し、常にその改善に努めること。
- 防災計画を必要に応じて見直し、日頃から教職員の連絡・配備体制について周知徹底を図ること。また、危機管理マニュアルの見直しを行うなど災害に備えた危機管理体制の確立を図ること。

<取組事項>

安全教育の推進

- (1) 学校保健安全法に基づき作成した学校安全計画について、必要に応じて見直しを図ること。
- (2) 学校安全活動について、すべての教職員が役割を分担するとともに、中核となる学校安全担当者を明確にし、学校安全の推進体制の整備の充実を図ること。
- (3) 幼児・児童・生徒が自ら危険を回避する力を育成する安全教育の充実を図ること。また、校区安全マップや児童一人一人の安全マップの作製等を実施すること。
- (4) 6月の「子どもの安全確保推進月間」、6月8日の「学校の安全確保・安全管理の日」において安全確保に向けた取組等を実施し、安全教育を推進すること。

危機管理体制の確立

- (5) 学校施設が第1次避難所・第2次避難所であることを踏まえ、幼児・児童・生徒の安全確保、安否確認等に支障をきたすことのないよう、地域住民や枚方市の関係部局等と連携し、様々な事態を想定した機能的な危機管理体制を確立すること。
- (6) 事件や事故等発生の場合は、夜間・休日も含め適切な初期対応を行うとともに、速やかに報告すること。
- (7) 不審者情報等の緊急情報を保護者にメールで配信するシステムを有効活用すること。

交通安全の推進

- (8) 登下校の安全指導、交通安全教室の活用等、計画的に交通安全指導を行うとともに、特に小学校においては通学路の点検を行い、関係機関と連携し、一層の安全確保に努めること。
- (9) 改正道路交通法及び大阪府自転車条例を踏まえ、児童・生徒が被害者にも加害者にもなることのないよう、自転車利用者や歩行者としての交通ルールや、自転車の正しい乗り方等のマナー等を学ぶ交通安全教室を、関係機関と連携して実施すること。また保護者へは家庭における安全意識の向上を積極的に呼びかけるなど、効果的な啓発を行うこと。
- (10) 児童・生徒及び保護者に対し、大阪府自転車条例で、自転車を利用する者に保険への加入が義務付けられたことを周知するとともに、PTAと連携するなど、全児童・生徒の保険加入を促進すること。

地域との連携

- (11) 保護者や地域の関係団体等の協力を得て、地域と一体になった安全確保の取組を推進すること。特に、子どもの安全見まもり隊等の地域学校安全ボランティアと連携するなど、登下校時における幼児・児童・生徒の安全確保についてきめ細かな対応を行うこと。

<活用を図る資料>

資料名	出典
「公立の学校における幼児、児童及び生徒の安全の確保に関する指針」	平成14年10月大阪府教育委員会
「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」	平成14年12月文部科学省
「学校の安全管理に関する取組事例集」	平成15年6月文部科学省
「不審者侵入防止・侵入時の危機管理マニュアル(参考例)」	平成15年12月大阪府教育委員会
「学校安全緊急アピール—子どもの安全を守るために—」	平成16年1月文部科学省
「子どもの安全確保に関する取組事例集『があと』」	平成16年3月大阪府教育委員会

「不審者侵入防止、侵入時の迅速かつ的確な対応のために」	平成 17 年 3 月大阪府教育委員会
「～こどもを暴力から守る～こどもエンパワメント支援指導事例集」	平成 18 年 7 月大阪府教育委員会
「学校の危機管理マニュアルー子どもを犯罪から守るためにー」	平成 19 年 11 月文部科学省
「学校安全参考資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」	平成 22 年 3 月文部科学省
「学校安全参考資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」	平成 22 年 3 月文部科学省
「地域ぐるみの学校安全体制整備実践事例集」	平成 23 年 3 月文部科学省
「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」	平成 24 年 3 月文部科学省
「学校安全の推進に関する計画」	平成 24 年 4 月文部科学省
「自転車安全利用推進のための重点行動指針」	平成 25 年 1 月大阪府交通対策協議会
「学校防災のための参考資料『生きる力』を育む防災教育の展開」	平成 25 年 3 月文部科学省
「大阪府津波浸水想定」の設定について	平成 25 年 8 月大阪府教育委員会
「学校における防災教育の手引き（改訂版）」	平成 28 年 3 月補訂大阪府教育委員会
「学校事故対応に関する指針」	平成 28 年 3 月文部科学省
「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」	平成 28 年 4 月施行
「『子ども安全確保推進月間』の周知について」	平成 28 年 5 月大阪府教育委員会

基本方策 7 学びのセーフティネットの構築

14. 生徒指導について

<基本的な方向性>

生徒指導にあたっては、一人一人の児童・生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や能力・態度を育成し、自己実現への指導・支援を行う。

これは深い児童・生徒理解と日常の教育実践によって築かれた信頼関係の上に成り立つものであり、平素から教職員の指導力の向上と人権意識の高揚を図ることが重要である。

とりわけ、体罰は、幼児・児童・生徒の心身に深い傷を負わせるばかりでなく、人権を著しく侵害し、学校に対する信頼を根底から崩すものであるということ認識する必要がある。また、いじめは、重大な人権侵害事象として根絶すべき教育課題であり、児童・生徒が自ら尊い命を絶つ可能性もある深刻な問題であることから、「いじめ防止対策推進法」及

び「枚方市いじめ防止基本方針」等の趣旨を踏まえ、「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」ものであることを十分認識した上で取り組む必要がある。

近年の問題行動の多様化や低年齢化に対しては、授業の充実を基本として、全教職員がカウンセリングマインドを身に付け、教育相談を行うなど、児童・生徒に寄り添うとともに、児童・生徒が互いに悩みや喜びを分かち合う集団を育成する等、内面にせまる心のかよった指導を行う。さらに義務教育9年間を見通した系統性・継続性のある生徒指導を行い、いじめ・暴力行為等問題行動の未然防止・早期解決・再発防止及び不登校の未然防止、不登校児童・生徒の学校復帰に取り組む。

＜最重要課題＞

- いじめ・暴力行為等の問題行動や不登校に対して、全教職員が児童・生徒との信頼関係を築き、正しい児童・生徒理解のもと、生徒指導担当者（小学校）・生徒指導主事（中学校）を中心とした生徒指導体制により、適切な指導を行うこと。
- 体罰を許さない指導体制を確立し、幼児・児童・生徒を真に大切にす教育活動を展開すること。
- 不登校の未然防止のため、日頃から児童・生徒の状況を把握し、学級や学校の集団づくりに努めること。また、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家を活用するなど、チームによる支援体制を整えること。

＜取組事項＞

組織的な取組の推進

- (1) 安全・安心な教育環境の充実を図り、児童・生徒の豊かな人格形成を行うこと。また、児童・生徒の自己指導能力を育成するため、すべての児童・生徒の成長を促す指導を推進すること。
- (2) 児童・生徒の生活実態を把握し指導方針を確立すること。
- (3) 枚方市小・中学校生徒指導連絡会等を活用するなど、9年間を見通して、きまりを守る等の規範意識の醸成に取り組むこと。
- (4) 教職員の幼児・児童・生徒理解と指導力の向上を図るため、校内研修の一層の充実に努めること。
- (5) 暴力行為等問題行動の未然防止及び早期発見・再発防止を図るため、「非行防止教室」を開催するなど、自己指導能力の育成に努めるとともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等、専門家との協働による家庭・地域への働きかけ、子ども家庭センターや警察等の関係諸機関との適切な連携ネットワークの構築に努めること。
- (6) 問題行動が発生したときは、事実関係を正確に把握し、適切な初期対応と情報共有に努め、ケース会議を実施するなど、組織的な対応を行うとともに、速やかに教育委員会

に報告すること。

いじめの防止

- (7) いじめの未然防止、早期発見・解消については、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、児童・生徒会活動等の自主的な活動を支援するとともに、「枚方市生徒指導マニュアル（いじめ防止編）」等を活用して、障害のある児童・生徒をはじめ、すべての児童・生徒が自他共に認め合える人権感覚を高める取組となっているかを点検し、学校・家庭・地域が連携し、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢で指導すること。その際、アンケート調査を学期に1回以上実施し、個人面談等による実態把握に努め、教育委員会に報告するとともに、いじめのない学校づくりを推進すること。
- (8) 「いじめ防止等の対策のための組織」の機能の充実・活性化に努め、いじめの防止等に関する措置を実効的に行い、いじめの防止等の対策を図ること。また、生起したいじめに対しては事実を正確に把握した上で、迅速かつ適切に対応するとともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家とも協働し、解決を図ること。あわせて、再発防止に努めること。

体罰根絶の取組

- (9) 体罰の根絶については、各学校園において、日々の実践を再点検し、正しい児童・生徒理解と信頼関係に基づく指導を行うため、「枚方市生徒指導マニュアル（体罰防止編）」等を活用して教職員全体の共通認識を深めること。
- (10) 教員による体罰が疑われるような指導については、速やかに教育委員会に報告すること。

不登校児童・生徒への支援

- (11) 不登校が長期化している児童・生徒への支援とともに、未然防止、早期発見、早期対応に努めること。また、必要に応じて「適応指導教室（ルポ）」等との連携を図り、不登校児童・生徒の早期の学校復帰をめざす取組を進めること。
- (12) 日々の学校生活において、児童・生徒が主体的に取り組む共同的な活動や自己存在感や充実感を感じられる居場所づくりができるよう、取組を推進すること。

携帯電話等への対応

- (13) 児童・生徒の携帯電話等の学校への持ち込みについては原則禁止とし、携帯電話等の危険性を認識させ、情報モラルを身につけさせる指導に努めること。また、携帯電話等でのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や無料通話アプリ等を介したネット上の犯罪に巻き込まれないよう、家庭でのルールづくりなど、保護者への啓発を行うとともに、被害・加害から児童・生徒を守るための支援体制を確立し、必要に応じて関係機関等と連携し対応すること。

教育相談体制の充実

- (14) 心の教室相談員、スクールカウンセラー、地域の人材等を活用し、児童・生徒への教育相談体制を充実するとともに、幼児・児童・生徒及び保護者の不安や悩みを受け止められるよう、「子どもの笑顔を守るコール」等の相談窓口を周知すること。

家庭・関係機関との連携

- (15) 各家庭をはじめ、PTAや地域諸団体との双方向の情報交流を行い、少年非行等の防止と解決を図ること。

喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の充実

- (16) 覚せい剤・大麻等の薬物乱用防止教育については、学校保健計画の中に位置付け、喫煙・飲酒とともに、指導計画を策定し、保護者への啓発を含め、学校教育活動全体を通じて取り組むこと。
- (17) 学校薬剤師や警察官等の専門家による薬物乱用防止教室を年1回以上開催するとともに、「危険ドラッグ」の危険性についても理解させ、決して使用することのないよう指導すること。

校則について

- (18) 校則の内容は児童・生徒の人権に配慮した内容となっているか等を確認するとともに、児童・生徒の実情や社会の状況などを踏まえ適切に見直すこと。

<活用を図る資料>

資料名	出典
「不登校の未然防止に向けて～複数の目で見守るシステム～」	平成17年大阪府教育委員会
「いじめ防止指針」	平成18年3月大阪府教育委員会
「こどもエンパワメント支援指導事例集」	平成19年3月大阪府教育委員会
「いじめ対応プログラムⅠ」	平成19年6月大阪府教育委員会
「いじめ対応プログラムⅡ」	平成19年8月大阪府教育委員会
「体罰防止マニュアル」	平成19年11月大阪府教育委員会
「いじめ対応プログラム実践事例集」	平成20年7月大阪府教育委員会
「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」	平成21年3月大阪府教育委員会
「スクールソーシャルワーカー配置・派遣校での活動と市町村での活用ガイド」	平成21年12月大阪府教育委員会
「生徒指導提要」	平成22年3月文部科学省
「いじめ対応プログラム指導案集」	平成23年5月大阪府教育委員会
「生徒指導リーフ」シリーズ	平成24年2月～文部科学省国立教育政策研究所

「暴力によらない問題解決力育成プログラム」	平成 24 年 3 月大阪府教育委員会
「いじめ対応マニュアル（いじめ対応プログラム補助資料）」	平成 24 年 12 月大阪府教育委員会
「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム（追加資料）」	平成 25 年 3 月以降毎年修正大阪府教育委員会
「枚方市生徒指導マニュアル（いじめ防止編）」	平成 25 年 4 月枚方市教育委員会
「枚方市生徒指導マニュアル（体罰防止編）」	平成 25 年 4 月枚方市教育委員会
「第四次薬物乱用防止五か年戦略」	平成 25 年 8 月文部科学省
「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」	平成 25 年 8 月大阪府教育委員会
「スクールカウンセラーと教員がともに取り組む問題解決力育成のためのブックレット」	平成 25 年 8 月大阪府教育委員会
「いじめの防止等のための基本的な方針」	平成 25 年 10 月文部科学大臣決定
人権教育リーフレット1「いじめ対応のポイント」	平成 26 年 3 月大阪府教育委員会
大阪府いじめ防止基本方針	平成 26 年 4 月大阪府教育委員会
枚方市いじめ防止基本方針	平成 26 年 7 月枚方市教育委員会
平成 26 年度大阪の子どもを守るネット対策事業（文部科学省委託事業）事業報告書&ネットトラブル回避プログラム	平成 27 年 3 月大阪府教育委員会
人権教育リーフレット7「ネット・スマホの問題と子どもの人権」 8「いじめの対応②」	平成 27 年 3 月大阪府教育委員会
「子どもを守る被害者救済システム」	平成 27 年 4 月改定大阪府教育委員会
「携帯・ネット上のいじめ等の防止資料」	平成 27 年 8 月大阪府教育委員会
「ストップ!いじめ」	平成 29 年 4 月枚方市教育委員会